

千葉県社会福祉事業振興資金貸付要綱

(目的)

第1条 市長は、民間社会福祉事業の振興育成の一環として、社会福祉法人、財団法人及び社団法人(以下「社会福祉法人等」という。)が設置運営する社会福祉施設の整備に必要な資金を低利で融資することを目的として社会福祉法人千葉県社会福祉協議会(以下「市社協」という。)に設置する千葉県社会福祉事業振興資金(以下「振興資金」という。)に必要な資金を貸し付けるものとする。

(振興資金運営の基本原則)

第2条 市社協は、振興資金の業務執行に当たっては、この要綱の定めるところに従って公平かつ適切に行い、経費は特別会計を設けて処理しなければならない。

2 振興資金の業務執行に要する経理は、振興資金の融通により生じた利子収入をもってこれに充てるものとする。

(申請)

第3条 振興資金に必要な資金の貸付を受けようとするときは、申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸付期間等)

第4条 市長が貸付けた振興資金に必要な資金の貸付期間は、この事業が完了するまでとする。

2 事業が完了したときは、市長が別途定める日までに市からの貸付金を全額返還するものとする。

(運営委員会の設置)

第5条 市社協は、振興資金の運営の適正を期するため、千葉県社会福祉事業振興資金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置しなければならない。

2 運営委員会の委員は、学識経験者、千葉県関係職員、施設関係者及び市社協関係者をもって、構成するものとする。

(貸付対象)

第6条 市社協が、振興資金の貸付を行うことのできるものは、つぎのとおりとする。

(1) 社会福祉法人等が設置運営する社会福祉施設の整備に必要な経費

(2) 運営委員会がとくに必要と認めたもの

(貸付基準)

第7条 市社協から、振興資金の貸付を受けるものは、つぎの条件を備えていなければならない。

- (1) 貸付の対象となる整備計画が適切で、かつ実施が確実なものであること。
- (2) 貸付金の使途が適正であること。
- (3) 債務の履行の見込みが確実であること。
- (4) 相当の物上担保を有するか、又は確実な保証人があること。

(貸付の制限)

第8条 市社協は、振興資金又はこれと類似する制度から融資を受けその元利金の償還を履行していない者の場合は、新たに振興資金の貸付を行ってはならない。

ただし、災害その他特別の事由があり、運営委員会が振興資金を貸し付けることを必要と認めたときは、この限りではない。

(貸付限度額)

第9条 振興資金の貸付額は、貸付対象事業に要する経費から貸付対象者が対象事業のために得た各種補助金、共同募金配分金、寄付金及び振興資金と類似の制度から融資を受けた額を差し引いた額とし、1施設800万円を限度とする。

ただし、運営委員会で特に必要と認めたときはこの限りではない。

(貸付利率及び貸付期間)

第10条 振興資金の貸付利率は年利3パーセントとする。

2 貸付期間は、貸付額200万円までは5年とし、40万円を増すごとに1年を加えた期間以内とする。

ただし、借受者が償還財源を得たときは、借受期間を短縮の上返済しなければならない。

3 災害その他特別の事由があると運営委員会が認めたときは、前項によらないことができる。

(担保)

第11条 振興資金の貸付は、物上担保によって行う。

ただし、運営委員会において確実な保証人が2人以上あると認めたときは、これを免除し、又は設定について猶予することができる。

(借入の申込み)

第12条 振興資金借入の申込みは市社協で受け付けるものとする。

2 振興資金借入の申込書には、次の書類を添付させなければならない。

- (1) 資金借入理由書
- (2) 整備計画書
- (3) 資金計画書
- (4) 償還計画書
- (5) 資産状況書
- (6) 当該年度の収支予算書
- (7) 前年度の収支決算書
- (8) 財産目録
- (9) 物上担保又は保証人の状況
- (10) その他、振興資金借入に必要な書類
(類似制度の優先利用)

第13条 市社協は、振興資金借入申込書が振興資金と類似の制度を利用できるときは、それらの制度を優先的に利用させなければならない。

(計画変更の承認)

第14条 貸付の決定を受けた者が、その貸付の対象である施設整備計画に重要な変更を加えようとするときは、運営委員会の承認を受けなければならない。

(貸付の決定)

第15条 市社協は、借入の申込みを受けたときは貸付に必要な調査を行い、第7条に示す基準により貸付目的を有効に達し得るかどうかを審査し、運営委員会の意見を聞き当該事業年度における貸付可能な状況を勘案の上、貸付額を決定するものとする。

2 市社協は、前項の貸付決定をするときは、全体的社会福祉施設整備計画及び補助金、共同募金配布金、類似制度利用計画との調整をはかるものとする。

3 市社協は、前2項により借受者及び貸付額を決定したときは、速やかに当該借受者に通知しなければならない。

(貸付金の交付)

第16条 市社協は、前条により貸付の決定を受けた者と所定の貸付契約を締結して、貸付金の交付を行うものとする。

2 市社協は、前項の契約手続を完了したときは、借受者に遅滞なく貸付金の一部又は全

部を交付するものとする。

(償還の猶予)

第17条 市社協は、災害その他特別の事由があると認めたときは運営委員会の意見を聞き、当該借受者の元利金について、その償還を一時猶予することができる。

(貸付金の返還)

第18条 市社協は、借受者が正当な理由なくして貸付の対象である施設整備を行わなかったときは、運営委員会の意見を聞き、当該借受者に対して期日を定め、その交付した貸付金の一部又は全部の返還を要求しなければならない。

(延滞利子)

第19条 市社協は、市社協が定める期日までに元利金の償還を履行しない者に対しては、年10.95パーセント以内の割合をもって延滞利子を徴収することができる。

(欠損補てん金の積立て)

第20条 市社協は、毎年度、当該年度の償還利子の合計額に100分の15を乗じた額を欠損補てん金として積立てなければならない。

2 前項の積立金は、確実な金融機関に預金又は確実な有価証券に替えて保管するものとし、これを取り崩すときは、運営委員会の意見を聞き市長の承認を受けなければならない。

(指導監査)

第21条 市社協は、振興資金の運営に関する諸規定を制定しなければならない。

2 市社協は、前項の諸規定の制定又はこれらの改正並びに当該年度の収支予算書については、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、振興資金の運営状況について、随時審査を行い、その結果によっては必要な改善命令をすることができる。

(事業報告)

第22条 市社協は、4半期ごとの振興資金貸付状況報告書(様式第2号)を当該4半期終了後10日以内に、また、振興資金貸付事業報告書(様式第3号)を毎年度終了後3か月以内に決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

(あて先)
千葉市長

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
会 長 印

千葉市社会福祉事業振興資金貸付金について (申請)

社会福祉法人等が設置運営する社会福祉施設の整備に必要な資金として、
下記のとおり千葉市社会福祉事業振興資金を貸し付けてくださるよう関係
書類を添えて申請いたします。

記

1 金 額 円

(添付書類)

- 1 振興資金貸付財源及び貸付計画書 別紙 1
- 2 収支予算書

(※) 記名押印又は本人 (代表者) が署名してください。ただし、押印又は署名以
外の方法により本人 (代表者) からの申請であることを確認できる場合は記名
のみで可。

様式第 2 号

第 号
年 月 日

(あて先)
千葉市長

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
会 長 印

千葉市社会福祉事業振興資金貸付状況報告書の提出について

このことについて、第 四半期分については下記のとおりですので、関係書類を添えて提出いたします。

記

- | | | |
|---|------------------------|-----------|
| 1 | 千葉市社会福祉事業振興資金貸付状況報告書 | 別紙 1 のとおり |
| 2 | 千葉市社会福祉事業振興資金貸付決定状況報告書 | 別紙 2 のとおり |

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

様式第 3 号

第 号
年 月 日

(あて先)
千葉市長

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
会 長 印

千葉市社会福祉事業振興資金貸付事業報告書の提出について

年度において貸付を受けた標記事業が完了しましたので、関係書類を添えて提出いたします。

(添付書類)

- 1 決算書又は決算見込書抄本

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

振興資金貸付財源及び貸付計画書

内 訳	本年度貸付資金 計画額 (単位：千円)	本年度貸付 予定件数 (単位：件)	本年度貸付予算額 (単位：千円)
市 貸 付 金			
償 還 金			
前 年 度 繰 越 金			
欠 損 補 て ん 金			
合 計			

千葉県社会福祉事業振興資金貸付状況報告書

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：円)

内 容	本 年 度 貸 付 資 金			合 計	備 考	貸 付 金		合 計	残 額	備 考
	本 年 度 貸 付 資 金 計 画 額 A	前 期 まで の 累 計 B	今 期 C			D (B+C)	前 期 まで の 貸 付 済 額 累 計 E			
市 貸 付 金										
償 還 金										
前年度繰越金										
欠損補てん金										
合 計										

注 添付書類として施設別の償還金を添付すること

千葉県社会福祉事業振興資金貸付決定状況報告書

自 年 月 日
至 年 月 日

施設名	申請金額	備考	決定額	備考
	円		円	
今期計	(件) 円		(件) 円	
前期までの累計	(件) 円		(件) 円	
今期累計	(件) 円		(件) 円	